

1 交通ルール

道路は、多くの人や車が通行します。安全、円滑に通行できるように交通規則を守り、交通マナーに気をつけましょう。

1-1 歩くとき

(1) 道の歩き方

歩道(人が歩くための道)がない所では、道路の右側を歩きます。

歩道(人が歩くための道)があるときは、歩道を歩きます。



(2) 横断の方法

道を渡るときは、信号機がある所や横断歩道、横断歩道橋などを渡ります。

(3) 信号の色の意味

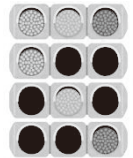
・青色 進むことができます。

・黄色/青色がいたり消えたりする。  
車は止まります。/人は横断を始めてはいけません。

・赤色 止まります。

・押しボタン式信号機

ボタンを押して、青色に変わったのを見てから横断します。



(4) 踏切の通り方

踏切の手前で立ち止まり、左右の安全を確認めます。

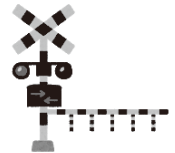
踏切では、警報器の音がしているときや遮断器がおり始めた

ときは、渡ってはいけません。

(5) 夜間に道路を歩くとき

夜、歩くときは、白色や黄色などの明るい色の服を着ましょう。

車のライトが当たると光る物を服や靴、かばんに付けたりして、車を運転する人から見えるようにしましょう。



1-2 自転車に乗るとき

(1) 自転車の通行ルール

自転車は、法律では「車」とおなじです。

自転車は、車道を走ります。(車が走る道の一番左)

人と自転車が通る道では、車が走る道に近い所をゆっくり走ります。

夜は、ライトをつけなければなりません。



- ※ 酒を飲んだときは自転車に乗ってはいけません。
- ※ 1台の自転車に二人で乗ってはいけません。
- ※ 他の自転車の横に並んで走ってはいけません。
- ※ 傘をさしたり、携帯電話を使いながら運転してはいけません。



- (2) 子どもはヘルメットをかぶります。  
 大人の自転車の幼児用座席に5歳以下の子どもを乗せるときや、12歳以下の子どもが自転車を運転するときは、ヘルメットをかぶります。
- (3) その他のルール  
 自転車は「自転車置き場」に置きましょう。

## 2 自転車の保険

自転車で事故を起こした時のために「自転車保険」に入りましょう。他の人への被害をさせたときなどに、保険の会社からお金が出ます。



## 3 交通事故のとき

- (1) まず、車や自転車を安全な所に止めます。
- (2) それから、救急車や警察に電話をします。  
 けがをした人がいるときは119番に電話をかけて、救急車を呼びます。  
 けがをした人がいるときも、いないときも110番に電話をかけて、警察の人が来るまで待たなければなりません。電話のかけ方は(P36)を見てください。
- (3) 病院へ行きます。  
 事故のときに大丈夫と思っても、本当はけがをしているかもしれない。病院へ行きましょう。



- (4) 「交通事故証明書」という書類をもらいます。  
 自転車保険や自動車保険のお金をもらうときに、この書類が必要です。  
 申請の手続きは、事故の届出をした警察署に聞いてください。

兵庫県三木警察署 ☎0794-82-0110

